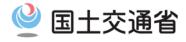
自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の実施マニュアル 《第 1 編 基礎編》



タクシー事業者編



本マニュアルについて

本マニュアルは、タクシーにより運送事業を行う事業者が、「旅客自動車運送事業者が事業 用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針/平成13年12月3日国土交通省告示第 1676号」(以下「指導・監督指針」)に基づき実施することとされている運転者に対する指導 及び監督の実施方法を、わかりやすく示したものです。

本マニュアルに基づく指導及び監督を確実なものとするには、タクシー事業者は指導及び監督を実施する運行管理者等に対して、必要とされる技能及び知識を習得させるとともに、常にその向上を図るよう、努めさせることが必要となります。

【指導・監督指針の目的】

タクシー事業者が行う運転者に対する指導・監督は、安全輸送を心がけるための知識を身につけさせることを目的に、継続的かつ計画的に実施しましょう。

タクシーの運転者は、多様な地理的・気象的状況のもとで乗客を運送することから、道路 の状況及びその他の運行の状況に関する判断や、高度な能力が要求されます。

このため、タクシー事業者は、タクシーの運転者に対して、交通事故の有無に関わらず、 継続的かつ計画的に指導・監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成していく 必要があります。

そこで、タクシー事業者がタクシーの運転者に対して行う"一般的な指導・監督"は、「道路運送法」等の法令に基づく運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、タクシーの運行の安全と乗客の安全を確保するために必要な運転に関する技能・知識を習得させることを目的として行います。

※詳細な指導内容については例示となっておりますので、各事業者が自社の実態や自社のマニュ アル等の内容を加えて活用してください。

このマニュアルの構成

このマニュアルは、大きく2編で構成しています。第1編は、基礎編であり、指導及び監督の 実施に当たって配慮すべき事項、指導及び監督指針の解説の概要版となっています。日常的に ご活用ください。また、第2編は、指導及び監督指針の解説の詳細版となっています。運転者 に対する指導及び監督の詳細マニュアルとしてご活用ください。

≪第1編 基礎編≫ (薄い冊子) ○本マニュアルについて ○指導・監督指針の目的 ○このマニュアルの構成 〇総目次 ○このマニュアルの見方 第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項 ◆ 1.事業者の運転者に対する指導及び監督の責務 2.計画に基づく体系的な指導及び監督の実施 3.点呼等における日常的な指導及び監督の実施 ≪第2編 応用編≫ (厚い冊子) 第2章 自動車運送事業者が事業用自動車の運転◆ 第1章 自動車運送事業者が事業用自動車の運転 者に対して行う一般的な指導及び監督の指針の解 者に対して行う一般的な指導及び監督の指針の解 説 (概要版) 説(詳細版) ▶ I. タクシーを運転する心構え Ⅰ. タクシーを運転する心構え -Ⅱ. タクシーの運行の安全、乗の安全を確保す ▶ II. タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保す るために遵守すべきこと るために遵守すべきこと Ⅲ. タクシーの構造上の特性 -**→** II. タクシーの構造上の特性 Ⅳ. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意 → ▶ IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意 すべき事項 すべき事項 Ⅵ. 乗客が乗降するときの安全を確保するため 十 ▼ V. 乗客が乗降するときの安全を確保するため に留意すべき事項 に留意すべき事項 ▶ VI. 営業区域における道路及び交通の状況 Ⅵ. 営業区域における道路及び交通の状況 -Ⅶ. 危険の予測及び回避 — ▼ II. 危険の予測及び回避 Ⅲ. 運転者の運転適性に応じた安全運転 -▼Ⅲ. 運転者の運転適性に応じた安全運転 以. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理・ ▶ 以. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理 的要因とこれらへの対処方法 的要因とこれらへの対処方法 → X. 健康管理の重要性 X. 健康管理の重要性-

参考 1

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に 対して行う指導及び監督の指針(H.13.12.3 告示 1676号)

第1章 一般的な指導及び監督の指針

1.目的

▶ 2.指導及び監督の内容

▶ 3.指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

参考2

運転者の指導及び監督における運行管理支援機器 の活用について

総目次

第1編 基礎編

第	1章 指導及び監督の実施に当につ(配属9べき事項	
1.	事業者の運転者に対する指導及び監督の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	計画に基づく体系的な指導及び監督の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	点呼等における日常的な指導及び監督の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2	2章 一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)	
Ι.	タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
$\mathbb{I}.$	タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと・・・・・・	7
${1 \!$	タクシーの構造上の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3
$\mathbb{V}.$	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項・・・・・・・・・・ 8	3
V.	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・	9
VI.	営業区域における道路及び交通の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
WI.	危険の予測及び回避・・・・・・・・・・・・・・・・・・· ²	10
WII.	運転者の運転適性に応じた安全運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
\mathbb{X} .	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法・・・・・・	11
V	健康管理の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
Χ.		
,		
A. 第2		
第2		
第2	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版)	1
第2	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版)	1
第2 第1	編 応用編1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版)タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 第1 Ⅱ.	 編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 第1 Ⅱ. Ⅲ.	 編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 12
第 2 第 ² Ⅰ. Ⅱ. Ⅱ.	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 12
第 2 第 1. Ⅱ. Ⅲ. Ⅳ. V.	 編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 5 112 119 224
第 2 第 1 Ⅱ. Ⅲ. Ⅳ. V.	 編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6 12 19 24 28
第2 第二 I. II. IV. V. VI. VI.	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6 12 19 24 28
第 2 第 1 Ⅱ. Ⅱ. Ⅳ. Ⅵ. Ⅵ. Ⅵ.	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6 12 19 24 28 33
第 2 第 1 Ⅱ. Ⅱ. Ⅳ. Ⅵ. Ⅵ. Ⅵ.	編 応用編 1章 一般的な指導及び監督の指針の解説(詳細版) タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6 12 19 24 28 33 44 52

■このマニュアルの見方

○各項において、指導の主旨やねらいを、黄緑点線の枠で「指導のねらい」として整理していま す。この内容を踏まえた上で、指導を行いましょう。

指導のねらい				
タクシー事業は、公共的な輸送事業であり、				

○各項で重要な内容として指導すべき事項については、「ポイント」として整理しています。こ の内容を基本に、運転者への指導を具体的に実施しましょう。



ポイント

タクシー事業は、公共輸送機関としての社会的な役割を担っているだけでなく、公

〇指導及び監督時に活用できるよう、運行管理支援機器の活用方法を、以下のような緑点線枠内 に例示しています。また、参考として巻末に運行管理支援機器について整理しております。



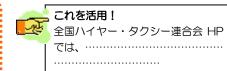
ドライブレコーダーの映像に見るヒヤリハット事例

- ■ドライブレコーダー(以下ドラレコ)は、自動車の走行中の前方、 室内、後方などの映像を記録するとともに、走行中の映像と連動し
- ○オレンジ点線枠内には、指導時に参考としていただきたいトピックやその他事例などを紹介し ています。さらに、下段欄外などには、活用できる情報や参考となる HP アドレスなども紹介 しています。



ストレスの安全運行に及ぼす影響

身体の健康維持が重要であるとともに、 運転者のこころの……………





タクシー事業の実態については、以下をご参照ください。

- ■全国ハイヤー・タクシー連合会 HP(http://www.taxi-japan.or.jp/)
- 〇法令に基づき、遵守すべき事項については、以下のようなマークをつけています。



第1編/基礎編 目 次

第1早 拍导及び監督の夫他に当たって配慮9へき事項
1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務・・・・・・・・・・・・・・1
1.1 事業者の指導及び監督の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性・・・・・・・・・・・・・ 1
1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施・・・・・・・・・・・・・2
2.1 運転者毎の特性の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.2 運転者毎の重点項目の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.3 指導及び監督の実施計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.4 特定の運転者に対する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施・・・・・・・・・・・・・5
2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用・・・・・・・・・・5
3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施・・・・・・・・・・・・・・・6
3.1 日常的な指導及び監督の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3.2 点呼における指導及び監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)
I. タクシーを運転する心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
II. タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと・・・・・・ 7
Ⅲ. タクシーの構造上の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
Ⅳ. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項・・・・・・・・・・ 8
Ⅴ. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項・・・・・・・・ 9
VI. 営業区域における道路及び交通の状況・・・・・・・・・・・・ 9
Ⅵ. 危険の予測及び回避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法・・・・・ 11
X 健康管理の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務

1.1 事業者の指導及び監督の責務

タクシー運行の安全及び乗客の安全を確保するために、タクシー事業者は運転者に対し、安全運行に必要な技能と知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成するという 重要な役割を果たす責務を有しています。

この責務を果たすためには、運転者が理解できるよう、参加・体験・実践型の指導方法を取り入れるなど、その手法を工夫するとともに、社会情勢の変化に対応した内容とするため、関係行政機関・団体等から幅広い情報を収集することが必要です。

また、指導・監督を実施する指導者の資質向上を図るため、指導及び監督の 内容、手法に関する知識や技能を習得し、常にその向上を図るよう努めること が必要です。

1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務

運転者が過労運転、スピード違反や放置駐車の繰り返しなど、道路運送法やその他の法令に基づき、遵守すべき事項に違反した場合には、タクシー事業者も、その指導及び監督の責任から処分を受けることとなります。

運転者に違反を起こさせないためにも、運転者に対する指導及び監督を継続的かつ計画的に 実施していくことが必要です。

1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性

タクシーの安全性を向上させるためには、運転者に対して必要とされる知識及び技能を習得させることが必要です。このため、これらの内容について体系的かつ継続的に指導及び監督を 実施するための計画を作成し、これを確実に実施することが必要です。

1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性

道路の状況やその他運行に関する状況は、運行ごとに異なることから、点呼等の場において、必要な指導及び監督を日常的に実施していくことが必要です。

2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施

運転者に対する適切な指導及び監督を体系的かつ継続的に実施していくには、それぞれの運転者の特性に応じた指導及び監督を、以下の手順を模範にしながら、計画的に実施することが有効です。これにより、網羅的な指導及び監督が可能となります。

(1)運転者毎の特性の把握(2.1 参照)

- ○適性診断結果
- ○ドライブレコーダ・デジタルタコグラフ による運転傾向
- ○健康診断結果

(2)運転者毎の重点項目の設定(2.2参照)

■一般的な指導及び監督の内容(適宜見直しが必要)(第2章.参照)

- Ⅰ.タクシーを運行する心構え
- Ⅱ.タクシーの運行の安全、乗客安全を確保するために遵守すべきことⅢ.タクシーの構造上の特性
- IV.乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項 V.乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 VI.営業区域における道路及び交通の状況
- Ⅵ.危険の予測及び回避
- Ⅲ.運転者の運転適性に応じた安全運転
- 区.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対応
- X.健康管理の重要性

(3)指導及び監督の実施計画の作成(2.3参照)

(4)特定の運転者に対する指導(2.4参照)

事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者

(5)運転者の理解を深める指導及び監督の実施(2.5参照) 指導を行うとともに、どの程度指導内容 を理解しているかを監督する (6)指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用(2.6参照)

運転者自らが考えることにより、指導の内容を理解できるよう工夫する

(7)点呼等における日常的な指導及び監督の実施(3.参照)

日常的に実施する点呼等において必要な指導及び監督を実施する

2.1 運転者毎の特性の把握

運転者に対してどのような事項に着目して指導及び監督を行うべきなのかを見出すためには、各運転者の普段の運転の傾向や健康状態をつかむことが必要です。運行データ、健康診断 記録などから運転者毎の特性を把握しましょう。

- ○運転者の運転傾向について把握するため、適性診断の結果を活用することが効果的です。
- 〇映像記録型ドライブレコーダやデジタルタコグラフ(デジタル式運行記録計)を車両に装着することにより、運転者自身の運転の状況、さらには事故や、ヒヤリハット(運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触する恐れがあると認識した事例)のデータを活用できます。
- ○健康診断の結果などにより、運転者の疾病等の状況についても把握しましょう。



ドライブレコーダの映像に見る事故・ヒヤリハットの収集

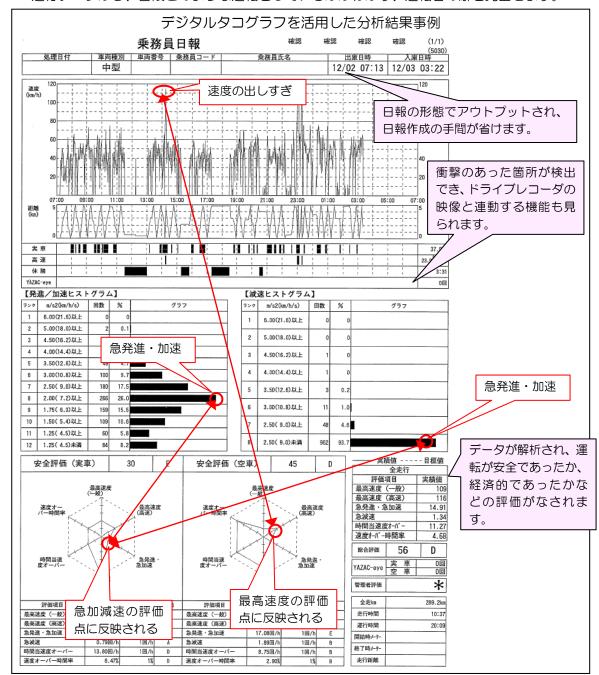
■ドライブレコーダは、事故やヒヤリハットにおいて 急ブレーキの衝撃を受けると、その前後の映像を記 録・保存等するもので、併せて加速度、ブレーキ、 ウインカー等の使用状況などのデータを取得できる ものもあります。





デジタルタコグラフのデータを用いた運転状況の把握

- ■デジタルタコグラフは、時間、距離、速度等のデータのほか、エンジン回転数、アイドリング時間等のデータも記録される車載器です。記録したデータはメモリーカードや通信によってパソコンにも記録され、データ解析が瞬時にできます。
- ■運行データから、普段どのような運転をしているかがわかり、運転者の癖を見出せます。



22 運転者毎の重点項目の設定

運転者に対する指導を効率的に行うため、指導及び監督の内容の中で重点項目を定めましょう。

〇適性診断やドライブレコーダ等の記録、健康診断結果等により把握した、運転者の運転 傾向や健康状態を踏まえつつ、指導及び監督の内容の中で特に強化すべき事項を抽出し、 重点項目としましょう。

2.3 指導及び監督の実施計画の作成

指導・監督指針の内容を網羅的に指導するとともに、運転者毎の重点項目を指導するための計画を立てましょう。

- 〇指導・監督指針の内容について、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能 及び知識を運転者が習得できるよう、計画(年間、月間、週間など)を立てます。
- 〇指導計画は、指導・監督指針の内容を全て網羅していることを確認しましょう。
- 〇指導内容に応じて、個人的な指導がよいのか、集団で指導するのがよいのかを検討しま しょう。

◇個人指導

一対一で運転者の特性に合わせた指導を行います。

◇集団指導

集団に対する指導や、運転者同士のディスカッションにより、理解を 深めます。他の運転者の意見も聞くことができ、ひとりよがりにならず に安全について認識を深めることができます。

指導及び監督計画の例

月日	曜日	時間	教育内容	備考
0/0	月	午前	タクシーを運転する心構え	安全運行の心構え等
		午後	健康管理の重要性	個々の運転者の状態に応じた個別指導等
0/0	火	午前	タクシーの運行の安全、乗客の安全を	タクシー運行に係る法令、安全な運転方
			確保するために遵守すべきこと	法等
		午後	危険予測及び回避	ヒヤリハット等に基づく危険予知訓練等
0/0	水	午前	タクシーの構造上の特性	タクシーの特性に合わせた運転等
		午後	交通事故に関わる運転者の生理的及	過労防止の注意、飲酒運転の防止等
			び心理的要因とこれらへの対応	
0/0	木	午前	乗車中の旅客の安全を確保するため	乗客の安全確保のための運転方法等
			留意すべき事項	
		午後	乗客が乗降するときの安全を確保す	乗降時の安全確保のための注意事項等
			るために留意すべき事項	
0/0	金	午前	営業区域における道路及び交通の状	適切な運行経路について等
			况	
		午後	危険予測及び回避	ヒヤリハット等に基づく危険予知訓練等
0/0	土	午前	運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果等に基づく個別指導等

※定期的に計画を立て、指導・監督の内容を網羅的に実施していくことが必要です。上記は、 1週間で指導を実施していく場合の教育日程の例です。スケジュールについては、運転者の勤務 実態を考慮して作成しましょう。

2.4 特定の運転者に対する指導

特定の運転者(事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者)については、一般的な指導とあわせ、それぞれ特定の内容による指導を適性診断の結果を踏まえて実施することが必要となりますので、これらについても、指導のための計画を作成しましょう。

事	故惹起運	事故を引き起こした後、再度タクシーに乗務させ
転	者	る前に特別な内容で指導をする必要があります。
初	任運転者	初めてタクシーの運転者として選任する前に特
		別な内容で指導をする必要があります。
高	鈴運転者	適性診断結果が判明した1ヶ月以内に、適性診断
		結果を踏まえ、身体機能の変化、安全な運転の方
		法などについて指導をする必要があります。



2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

指導の内容に対する運転者の理解を深めるためには、運転者に対して網羅的な指導が実施されているか、運転者が指導の内容を理解しているかを確認することが重要です。

- ○運転者の理解を助けるため、指導をわかり易く行うだけでなく、運転者が指導の内容を どの程度理解しているかを常に監督し、必要に応じて更なる指導を行うことにより、運 転者に対して指導した内容が実施されることを確実なものとしましょう。
- ○運転者に対して行った指導及び監督の内容を記録して保存し、運転者が継続的に指導及び監督を受けることが確認できるようにしましょう。

2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用

運転者に対して指導を行う際には、単に講義を行うだけでなく、運転者自らが考えることにより、指導の内容を理解できるように工夫することが必要です。

- ○交通事故については、事例を取り上げ、その発生要因及び再発防止のための取組みについて、イラスト、映像等の運転者の事故の発生状況についての理解を助けるための教材を用いて、運転者を少人数のグループに分けて話し合いをさせることが有効です。
- ○車両の特性や乗客の挙動については、実際に車両を用いて、死角、内輪差、制動距離、車 内の安全確認方法等について認識させることが有効です。

3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施

3.1 日常的な指導及び監督の目的

道路状況、その他の運行に関わる事項などについては、運行ごとに異なることから、乗務の たびに指導及び監督を実施していくことが必要ですので、特に乗務前の点呼において、日常的 に指導及び監督を実施しましょう。

32 点呼における指導及び監督

(1) 乗務に関する指導及び監督

乗務前の点呼においては、当該業務による運行時の安全の確保に必要な指導を行います。

- 〇混雑や工事・規制などの道路の状況から、運行時の安全を確保するために配慮すべき 事項などについて指示します。
- ○気象から予測される危険性などについての注意を行います。
- ○運行速度、休憩時間などの指示を行います。

(2) 運転者の状態を踏まえた指導及び監督

点呼において、運転者から疾病や疲労等により安全な運行ができない恐れがあるかについて報告を受けるとともに、運行管理者が運転者の酒気帯びの有無、健康状態、疲労の度合い、睡眠不足、異常な感情の高ぶり、歩き方、顔色などを確認します。不審な点があれば、運転者に対して質問しましょう。

この確認の結果を踏まえ、所定の指導を行いますが、場合によっては、運行の中止や交替運転者が必要になること もあります。



3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録

点呼時に運転者に対して行った指導及び監督の内容の記録を保存し、運転者に対して行った 指導及び監督の内容が確認できるようにしましょう。

第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)

指導及び監督において、以下の内容を運転者に認識させ、理解させることにより、これを 徹底しましょう。特に運転者として新たに雇い入れた者に対しては、全ての内容を理解させ ることが必要です。

また、これらの内容は、交通事故の発生状況等に応じて、適宜見直しましょう。

Ⅰ.タクシーを運転する心構え【指導・監督指針第1章2-(1)】【応用編第1章Ⅰ】

(1) タクシー事業の公共性と重要性

● 公共交通機関としての社会的役割

● 地域や都市を支えるプロのドライバー

タクシー運転者は、公共交通輸送の一翼を担う重要な役割を果たしているとともに、高齢者や障害者の外出機会を支えているなど、地域や都市を支える社会的使命を担っていることを認識させましょう。

(2) タクシー事故の社会的影響

● 公共交通機関としての信頼性を確保する

タクシーの事故は、公共交通機関の信頼性を損なうことにつながることを、理解させましょう。

(3) タクシー運転者の使命

● 他の運転者の模範となる

乗客の人命や交通の安全を背負っていることを自覚し、プロの運転者として、他の運転者 の模範となることが使命であることを理解させましょう。

Ⅱ.タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

【指導・監督指針第1章2-(2)】【応用編第1章Ⅱ】

(1) タクシー運転者の義務に係る法令

● 旅客自動車運送事業に係る法令

旅客自動車運送事業に係る法令としては、「道路運送法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

● 自動車の運転に係る法令

自動車の運転に係る法令としては、「道路交通法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

(2) 義務を果たさない場合の影響の把握

タクシーの運転者が法令による義務を果たさない場合に生じる交通事故の実例を説明する ことなどにより、義務を果たすことの重要性を理解させましょう。

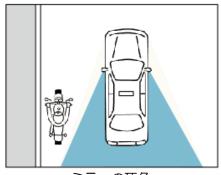
これを活用

交通ルールについては、運転免許更新時に配布される「交通の教則」に詳細なルールがまとめられています。

Ⅲ.タクシーの構造上の特性 【指導・監督指針第1章2-(3)】 【応用編第1章Ⅲ】

(1) タクシーの特性に合わせた運転

タクシーの運転では、視点を高くとって視野を広げることが必要であり、また、前後・左右の死角、ピラーの死角などへの注意とともに、乗客の乗降により停車し、運転席で降車扉の開閉を行う機会が多いため、特に左後方から走行してくる二輪車や自転車への注意が必要です。このような車両の特性を確認させ、特性に合わせた運転をすることが必要であることを認識させましょう。



ミラーの死角



ピラーの死角

(2) LPG自動車の取扱い

タクシーの約 96%(※)がLPガスを燃料としています。LPG自動車は、ガス漏れがないかなどの点検を行い、走行中に異常が発生した場合には、直ちにエンジンを切り、液取り出しバルブを閉め、必要な措置をとりましょう。

※「乗務員教育マニュアル」(社団法人東京乗用旅客自動車協会)より

Ⅳ.乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2-(4)】【応用編第1章Ⅳ】

(1) 走行中における乗客の安全確保

急ブレーキ、急加速、急ハンドルなど「急」の付く運転は、乗客に不安や恐怖感を与えるだけでなく、他車との事故や乗客に怪我をさせる等の危険性もあるので、行わないようにする必要があることを、このような運転を行ったことによる事故事例を説明することにより理解させ、ゆとりある運転操作を心がけさせましょう。

また、乗客との会話に夢中になり過ぎると、振り向き運転などにより前方不注意になることがあるので大変危険です。走行中は、安全を最優先するため、運転に集中することの必要性を認識させましょう。

(2) シートベルト着用による乗客の安全確保

シートベルトは、事故時の乗客の被害を大幅に軽減することを事故事例等により説明することで、シートベルトを着用しなかった場合の事故の危険性を理解させ、乗客にシートベルト着用を促すことの重要性を認識させましょう。

V.乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2-(5)】【応用編第1章 V】

(1) 安全を確保した乗降

乗客は、タクシーが停車できる場所を認識していない人が多く、交差点内や横断歩道などの乗降に危険な場所でも停止させようとすることがありますが、このような状況により発生した事故事例について説明することにより、乗客の行動に注意しながら安全な位置へ停車する必要性について理解させましょう。また、乗降時にドアを開閉する際には、左後方から二輪車や自転車などが来ないか、乗客が確実に乗降したかなどについても、事故事例を説明することにより、安全を確認することが大切であることを認識させましょう。

(2) 高齢者・障害者の乗降時の安全の確保

高齢者は乗降などに時間がかかるため、急かさずにゆっくりと乗降させることが必要であることを認識させましょう。

車いす使用者の利用で介助者がいない場合は、安全に乗降の介助を行うため、どのような 手伝いをすればよいかを確認する必要性を認識させましょう。また、視覚障害者の場合、乗 客の横に立って自分が今横にいることを知らせた上で、介助するときは、「私の腕を持って ください」といって半歩前を歩くなどの必要性を理解させましょう。

VI.営業区域における道路及び交通の状況

【指導・監督指針第1章2-(6)】 【応用編第1章VI】

(1) 営業区域における道路・交通情報の把握

営業区域における地図情報、工事状況等の道路情報、交通規制等の交通情報、気象状況、所要時間の目安などの情報を把握しておくことが重要であることを認識させましょう。こうした事前情報を活かして、乗客の求めに応じ、安全で適切な経路選択を乗客の乗車時にすることで、運転中に道を探すこともなく、脇見運転などを避けることができ、安全の確保にもつながることを認識させましょう。

(2) 情報に基づく安全運行のための留意点

安全を確保するため、ヒヤリハットなどの危険地点についても、事例を説明するなどして、 事前に把握しておくことが必要であることを認識させましょう。

ヒヤリハット地点は避ける配慮が必要であることを理解させ、また、やむを得なく走行する場合には、十分な注意が必要であることを認識させましょう。

(1) 危険予測運転の必要性

事故を起こさない運転をするためには、「危険の予測」即ち、見えない危険を読む力をつ ける、相手の特性を理解する、気象状況や周囲の状況に目を配るなどを行うことが必要であ ることを、事故事例等を説明して認識させましょう。

(2) 危険予測のポイント

道路には、歩行者、自転車、二輪車、原付、他の 車両などが行き交っていますが、それぞれの行動特 性を理解することで、走行時に配慮ができ、事故を 回避する運転ができることを認識させましょう。

また、悪天候や夜間においては、運転におけるリ スクが生じます。どのようなリスクがあるのかを理 解・確認させ、危険への配慮とともに、慎重な運転 をすることで事故を回避する運転ができることを 認識させましょう。

■ドライブレコーダの映像を用いた危険予知トレーニング 実際の映像に基づく訓練は、事故の危険性を実 感でき、また事故が起こった要因を深く検証でき 信号機のある交差点を右折(夜間)



資料提供:(独)自動車事故対策機構

(3) 危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、タクシーの運転場面から、どのような危険があるか、乗客 にどのような危険を及ぼすのか、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。集団 教育等に活用し、運転者に危険回避方法などを指導しましょう。

畑.運転者の運転適性に応じた安全運転

【指導・監督指針第1章2一(8) 、第2章4】【応用編第1章[27]】

(1) 適性診断の必要性

「運転者適性診断」は、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者が受診することが義務 付けられています。また、一般運転者に対しても、運転者のくせを科学的に測定できること から、運行の安全確保に役立っています。運転者の診断を徹底して励行させ、診断結果を日々 の指導や教育時などに活用するとともに、運転者には結果を自覚させましょう。

(2) 適性診断結果の活用方法

運転者適性診断の結果は、それぞれの運転者が適性に応じて、配慮すべき事項はさまざま となります。診断結果を活かして、運転者が自分のくせを理解・克服できるよう、指導及び 監督を行っていくことが必要です。



これを活用!

(独)自動車事故対策機構(http://www.nasva.go.jp/fusegu/tekisei.html)、ヤマ ト・スタッフ・サプライ(株) (http://www.y-staff-supply.co.jp/safety/) では、 適性診断結果の活用講座などを実施しています。

区交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

【指導・監督指針第1章2一(9)】【応用編第1章以】

(1) 交通事故の生理的・心理的要因

事故の原因となる生理的・心理的要因としては、過労状態であること、飲酒、運転技能への過信、あせる気持ち、興奮状態などさまざまです。どういう状態がこのような要因を生むのか、運転にどのような影響を及ぼすのかを理解させましょう。

(2) 過労運転防止のための留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている拘束時間・休息期間を遵守するとともに、早めの休憩をとり休憩時には身体を動かす、また長時間連続運行する場合には、適宜休憩をとるなどの過労とならない運転を心がけることが必要であることを認識させましょう。

また、日常生活も運転に影響を及ぼします。健康管理を怠らないだけでなく、疲労や悩み を運行に持ち込まないようにすることが必要であることを理解させましょう。

(3) 飲酒運転防止のための留意点

体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務予定を正確に把握し、乗務前日からは飲酒、酒量を控えることが必要なことを認識させましょう。

X.健康管理の重要性 【指導・監督指針第1章2-(10) 】 【応用編第1章X】

(1) 健康起因の事故と健康管理の必要性

疾病が要因の交通事故が多くなっています。特に、脳や心臓の疾患、糖尿病などを要因としている事故が多く、心臓疾病は運転者の死亡率も高くなっています。また、眠気を招く薬の服用による事故も起きています。このような疾病が交通事故の要因となる恐れがあることを理解させましょう。

健康管理のためには、定期的な健康診断の受診義務を徹底させ、注意事項が指摘された場合には、必ず適切な治療をするよう指導しましょう。

(2) 健康管理のポイント

心身の健全を保つと同時に、プロの運転者として規則正しい生活を心がけ、自己の健康を 管理していくことが大切であることを認識させましょう。

運行管理者は、運転者に対して、疾病の運転に対する影響、体調の異常を感じた場合の対応などについて指導の徹底を図っていくことが必要です。